

## IX 履修等について

### 1 履修登録等

- (1) 修了要件単位数については、教育学研究科規程別表2に定める各専攻の履修基準単位数に従って修得してください。
- (2) 履修科目は、4月の始めに指導教員の指導のもとに年間の履修計画を立て、指定された期間に学内（研究室等）のパソコンを利用してWebにより履修登録を行い、翌日以降に、必ず登録の確認を行ってください。
- なお、確認の結果、エラーとなった科目は、履修登録ができていません。講義番号等を確認し、再度登録してください。履修登録ができていない科目の履修及び単位修得は認められませんので留意してください。不明な点があれば、教育学系教務学生係へお尋ねください。
- 履修登録期間等の詳細は掲示等によりお知らせします。
- (3) 共通基礎科目及び専門基礎科目を除く各授業科目は、繰り返し履修が可能です。ただし、教育臨床心理学専攻及び教職実践専攻の開設授業科目は繰り返し履修することはできません。なお、繰り返し履修した授業科目の2回目以降に修得した単位は、教員免許取得には使えませんので注意してください。
- (4) 修士課程で開講する「課題研究」及び専門職学位課程（教職大学院）で開講する「教育実践研究Ⅰ～Ⅲ」のうち、本学生便覧「XII 平成27年度開講科目及び担当教員」の担当教員欄に“指導教員”と記載のある授業科目については、指導教員毎に講義番号を設定しています。これらの講義番号については、オリエンテーションで配付する「講義番号一覧」を確認のうえ、履修登録をしてください。
- (5) 諸届及び提出物は指定された期日・時刻までに必ず提出してください。ただし、学生便覧で指定された期日が休日の場合は、翌日の指定された時刻までとします。
- (6) 学生に対する種々の連絡は、掲示により行いますので、講義棟の掲示板を必ず見てください。

### 2 学位論文の提出（修士課程の学生のみ）

学位論文は修了年度の1月20日までに、教育学系教務学生係へ提出してください。前期末に修了する見込みの者は、その年の7月31日までに教育学系教務学生係へ提出してください。  
ただし、上記提出期限が土曜日又は日曜日の場合は、翌週月曜日が提出期限となります。

### 3 単位の認定及び成績の評価

- (1) 成績評価の方法は、各授業科目のシラバスに明記しており、学期末試験のみに偏らないよう、学習への意欲や態度、レポート、試験など多様な方法を組み合わせ、多面的な評価を行います。
- (2) 単位の認定は、授業時間の3分の2以上出席した者について、試験・レポート及び平素の成績等により、授業担当教員が行います。
- (3) 本学では、平成20年度入学生よりGPA制度を導入しています。GPA制度については、本便覧の「GPA制度について」を参照してください。成績の評価は、A<sup>+</sup> (100～90点), A (89～80点), B (79～70点), C (69～60点), 修了及び認定を合格（単位修得）とし、F (59点以下) を不合格（単位未修得）とします。

#### 4 定期試験等

- (1) 各授業科目の試験は、原則として学期末に各授業担当教員の指示する日・時限で行います。
- (2) 病気その他やむを得ない事故等のために受験できない者に対しては、試験を延期されることがあります。このような事態が発生した場合は、すみやかに授業担当教員に申し出て、指示に従ってください。受験延期を許可された者に対しては、当初の試験日から2か月以内（後期末試験の場合はその学年末まで）に追試験を行います。
- (3) レポート等は、指定された期限までに直接授業担当教員に提出しなければなりません。

#### 5 受験心得

定期試験等の受験に関する注意事項は、下記のとおりです。各事項を充分熟読の上受験してください。

- (1) 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- (2) 監督者が指定した座席において受験すること。
- (3) 受験中は必ず学生証を机上に置くこと。  
ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- (4) 受験中、机上に置くことができるものは、学生証、筆記用具（筆箱等を除く。）及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板（物入れ）には何も置かないこと。
- (5) 携帯電話や音の出る機器は、必ず電源を切っておくこと。
- (6) 解答用紙には、所属学部等名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず万年筆又はボールペンで記入すること。
- (7) 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- (8) 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- (9) 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。  
自己の机上に置いて退室すると当該授業科目の単位は認定しない。

- (10) 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。  
なお、監督者の指示に従わない者、及び不正行為があると認められた者に対しては、学則第58条（大学院学則第49条）により厳重な懲戒処分を行う。

また、不正行為を行った場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に開講する全ての授業科目（通年で開講する授業科目を含む。）の単位は認定しない。

#### 6 成績の登録及び通知

- (1) 修得した授業科目の成績は、すべて学籍簿に登録されます。
- (2) 成績通知方法については、次の学期の始まる前（修了年次後期の場合は学期末）に、別途掲示によりお知らせします。
- (3) 成績評価の方法等について、授業担当教員に隨時、問い合わせることができます。但し、評点に係る問合せについては、成績開示後、10日以内に行うものとします。
- (4) 成績評価等に係る問合せについて、授業担当教員から十分な回答が得られない場合、教育学系教務学生係を通じて教務委員会に申し出ることができます。

第14条 各授業科目の単位の認定は、試験、研究報告又は平素の成績等により、担当教員が行うものとする。

2 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院で修得した単位の認定は、当該大学院等の発行した単位修得証明書により教授会において行うものとする。

(入学前の既修得単位)

第15条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院（外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、転学等の場合を除き、10単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

2 前項の規定によりみなすことのできる単位数は、第11条の2第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 前項の規定は、岡山大学（日本国）と東北師範大学（中国）とのO-NECUSプログラム協定の双方向学位制度による学生には適用しない。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科の専門職学位課程においては、当該単位を第11条の2第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

(追試験)

第16条 病気その他やむを得ない事情により、正規の試験を受けることができなかつた者については追試験を行うことができる。

(成績評価基準の明示等)

第17条 研究科の修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科の修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第17条の2 研究科の専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科の専門職学位課程は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(指導教員の変更)

第18条 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情がある者に限り、教授会の議を経て許可することがある。

(修了要件)

第18条の2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻の修了要件は、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 教職実践専攻の修了要件は、2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、教職実践専攻において、研究科に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員とし

ての実務の経験を有する者について 10 単位を超えない範囲で、別表 2 の学校における実習科目により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。ただし、免除することができる単位数は、第 11 条の 2 第 3 項及び第 15 条第 4 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 23 単位を超えないものとする。

(学位論文の提出)

第 19 条 学位論文を提出しようとする者は、1 年以上在学し、15 単位以上を修得していなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第 20 条 最終試験は、第 11 条第 1 項に定めた単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 学位論文の提出及び最終試験の期日は、あらかじめ指示する。

(学位)

第 20 条の 2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、教育学とする。

第 20 条の 3 教職実践専攻を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

(科目等履修生)

第 21 条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第 22 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院の学生で研究科の授業科目の履修を志願する者は、所定の願書を添え、当該大学の大学院を経て、研究科長に願い出なければならない。

(研究生)

第 23 条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(特別研究学生)

第 23 条の 2 他大学（外国の大学院を含む。）の大学院等の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(教育職員免許状)

第 24 条 研究科において、免許状授与の所要資格を得ることができる免許状の種類は、別表 3 に掲げるとおりとする。

2 前項の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、研究科に関する必要な事項は、教授会が定める。

別表2 履修基準単位数

## (1) - 1 修士課程

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
学校教育学専攻	2	8	18	4	32
発達支援学専攻	2	10	16	4	32
教科教育学専攻	2	10	16	4	32
教育臨床心理学専攻	2	10	16	4	32

## (1) - 2 修士課程（大学院設置基準第14条を適用する現職教員）

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
全専攻		28		4	32

## (2) 専門職学位課程

科目区分 専攻	共通科目	選択科目	学校における 実習科目	計
教職実践専攻	22	14	10	46